

「インフルエンザ警報」を発表します

感染症情報 令和7年第46週(11月10日～11月16日)で、インフルエンザの定点当たりの患者数が30.61人(定点数:80か所、患者数:2,449人)となりました。

警報の基準値である30.00人を上回ったことからインフルエンザ警報を発表します。

しばらくの間は流行の継続が予想されますので、次の点に留意して「かからない」「うつさない」ように十分注意し、感染予防・拡大防止を心がけましょう。

■かからないようにするために

- ・外出後には流水・石けんによる十分な「手洗い」を行いましょう。
アルコール製剤による手指消毒も効果があります。
- ・室内は適度な湿度を保ちましょう。また、こまめに換気をしましょう。
- ・体の抵抗力を高めるために、十分な休養を取り、栄養にも気を配りましょう。
- ・人混みへ出かける場合には、マスクの着用も一つの防御策として有効と考えます。
- ・高齢の方や基礎疾患のある方など重症化リスクが高い方は、特に注意しましょう。
- ・インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、発症した場合の重症化防止に有効とされています。

■うつさないようにするために

- ・咳やくしゃみといった症状がある場合には、マスクの着用を含む咳エチケットを心がけましょう。
- ・発熱や咳、全身倦怠感などの症状が見られる場合には、登校や出勤、外出を控えることを検討しましょう。

■医療機関の受診について

- ・受診を希望する場合には、かかりつけ医や身近な医療機関に事前に電話等で相談の上、受診しましょう。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 疾病・感染症対策課 感染症対策担当
土屋、小林、山口

電話 026-235-7148(直通)

ファクシミリ 026-235-7334

E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

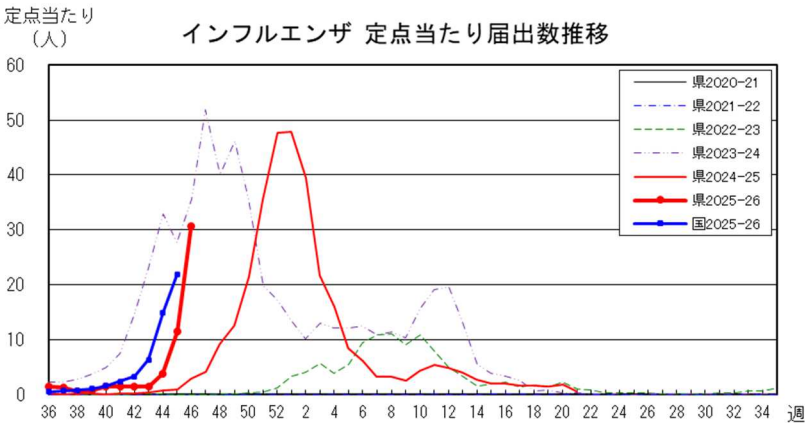
<参考：過去5年間の流行状況>

シーズン	流行入り（1.00 人）	注意報（10.00 人）	警報（30.00 人）	流行のピーク
2019-2020 （R1-2）	—	—	—	—
2020-2021 （R2-3）	—	—	—	—
2021-2022 （R3-4）	52 週 （12/26～1/1）	7 週 （2/13～2/19）	—	8 週（11.07 人） （2/20～2/26）
2022-2023 （R4-5）	36 週 （9/4～9/10）	42 週 （10/16～10/22）	44 週 （10/30～11/5）	47 週（51.83 人） （11/20～11/26）
2023-2024 （R5-6）	46 週 （11/11～11/17）	49 週 （12/2～12/8）	51 週 （12/16～12/22）	1 週（47.92 人） （12/30～1/5）
2024-2025 （R6-7）	36 週 （9/1～9/7）	45 週 （11/3～11/9）	46 週 （11/10～11/16）	

※（ ）内の人数は、定点当たりの患者数

・2020-2021、2021-2022 シーズンは流行入りしませんでした。

【直近のインフルエンザ患者報告数】（長野県感染症情報から抜粋）



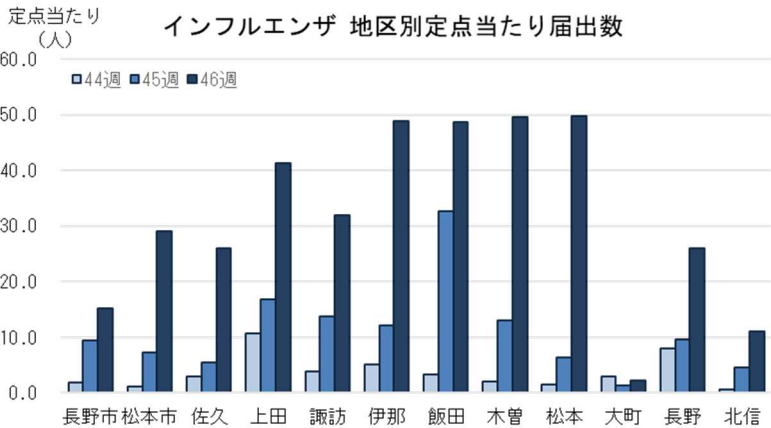
・地区別定点当たり届出数（最近5週間）

	定点数	定点当たり届出数（人）				
		42週	43週	44週	45週	46週
長野市	16	0.75	1.00	1.94	9.38	15.25
松本市	7	0.86	0.57	1.14	7.29	29.00
佐久	8	1.00	0.50	2.88	5.50	26.00
上田	8	1.50	1.63	10.75	16.75	41.25
諏訪	6	4.00	4.33	3.83	13.83	32.00
伊那	8	1.13	1.25	5.13	12.13	48.88
飯田	7	1.86	0.86	3.29	32.71	48.71
木曽	2	0.00	0.00	2.00	13.00	49.50
松本	5	1.17	3.00	1.50	6.40	49.80
大町	3	0.33	2.33	3.00	1.33	2.33
長野	5	2.00	0.60	8.00	9.60	26.00
北信	5	1.00	1.40	0.60	4.60	11.00
全県	80	1.32	1.41	3.70	11.51	30.61

参考：注意報の基準値：10人以上30人未満

警報の基準値：30人以上

（警報の終息基準値：10人未満）



【警報の基準】

国立感染症研究所感染症疫学センターでは、警報の基準を「保健所管内の1週間の1定点当たり患者数が30人以上」と定めています。

県ではこの基準に準じて、県内の1週間の1定点当たり患者数が30人以上となった場合に、全県に「インフルエンザ警報」を発表します。